

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年10月20日 09時58分ごろ
発生場所	兵庫県明石市 <sup>ふたみ</sup> 二見町南方沖 東播磨港二見南防波堤灯台から真方位215° 1.47海里付近 (概位 北緯34°40.2′ 東経134°52.1′)
事故の概要	プレジャーヨット <sup>ボラールレ</sup> VOLAREは、東進中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット VOLARE、6.5トン
船舶番号、船舶所有者等	242-13848兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ及びプロペラシャフトに曲損 のり養殖施設 のり網の固定ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速約10m/s、視界 良好 海象：うねり 波向 東、波高 約0.8m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船尾付近のクックピットで椅子に腰を掛け、手動操舵で操船に当たり、ヨットハーバーに帰港する目的で、機帆走により明石市二見町南方沖を約5ノットの対地速力で東進していた。</p> <p>船長は、前路に2つののり養殖施設（以下「本件施設」という。）を認め、その間の海域（以下「本件海域」という。）の幅が目測で約100mあり、ブイ等が浮いていなかったため、航行の支障となるものはないと思い、本件海域の中央を航行していたところ、船体に衝撃を感じて船体が停止した。</p> <p>船長は、出航前に水路調査を行い、本事故発生場所付近に本件施設があることを知っており、また、本件施設の周囲の水面下に固定ロープが張られていることも知っていた。</p> <p>船長は、航程を短縮する目的で、本件海域を航行することとしたものの、本件施設の沖合を航行すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.8mであった。</p> <p>本件海域には、両側の本件施設の固定ロープが中央に向けて張られており、船舶が航行できない状態であった。</p>
分析	本船は、機帆走により東進中、船長が、本件海域には航行の支障となるものはないと思い、本件施設の間を航行したことから、本件施設の周囲の水面下に張られたロープに気付かないまま、本件施設に乗り

	<p>揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件海域にはブイ等が浮いていなかったことから、航行の支障となるものはないと思ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が機帆走により東進中、船長が、本件海域には航行の支障となるものはないと思い、本件施設の間を航行したため、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーヨットの船長は、のり養殖施設と別ののり養殖施設の間の海域にはブイ等がなくても固定ロープが入っていることがあるので、のり養殖施設から十分に離れて航行すること。</li> </ul>